



社会保険労務士事務所
あおぞらコンサルティング
あおぞらLetter

〒101-0035

東京都千代田区神田司町 2-4-2 小山ビル 5F

電話: 03-3526-4277 FAX: 03-3526-4276

担当: 見目

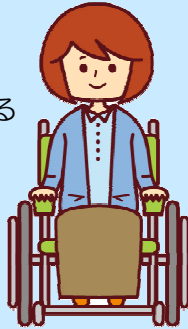
夏休み特別企画

いよいよ夏本番となりましたが、いかがお過ごしでしょうか？

今回は一昨年、好評をいただきました、夏休み特別企画「社会保険・労働関係クイズ」をお届けします。暑くて集中力も低下しがちなこの時期、仕事の合間にちょっと一息、是非チャレンジしてください。

問1

民間企業の法律で定められている障害者の雇用率は、人数規模に関わらず、従業員数に対して、2.0%である。



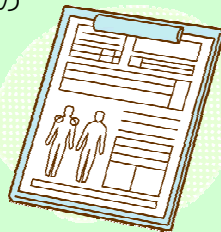
問2

従業員が社内販売で自社製品を購入した場合、本人が希望して買ったものなので、会社は特段の手続きをしなくても、代金を給与から控除することが出来る。



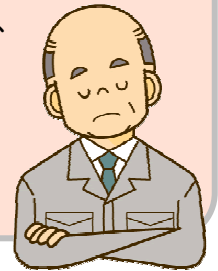
問3

業務中、交通事故に遭い、相手の保険会社から休んだ間の給与が補償された場合でも、労災から給付が受けられる場合がある。



問4

60歳で退職し、翌日、再雇用された場合、社会保険の標準報酬月額の設定は、再雇用された月分からである。



解答&解説

問題1：× 「人数規模に関わらず」が誤り。障害者を一定以上、雇用しなければならない事業主は、従業員50人以上です。なお法定の障害者雇用率を下回っている場合、不足人数に応じて納付金を納めなければならない事業主は、従業員数200人超になります。（※平成27年4月～は100人超）

問題2：× 「特段の手続きをしなくても」が誤り。賃金を支払う際には、原則、社会保険料や源泉所得税等、法令で定められたもの以外は、控除することが出来ません（賃金全額払いの原則）。但し、労働者の過半代表する者との書面による協定をすることにより、賃金の一部を控除することが出来ます。

問題3：○ 原則、自賠責保険などからの支払い（第三者からの損害賠償）が労災の給付より先に行われていた場合、その価額の限度で労災保険給付はされませんが、休業補償給付と同時に支払われる休業特別支給金（平均賃金の20%相当額）などについては、調整なく行われます。なお、労災の申請の際には、労働者死傷病報告の提出も必要です。

問題4：○ 60歳以上の方については、退職後、1日も空くことなく再雇用されている場合、資格喪失届と資格取得届を同日に行うことで、再雇用された月の分から、再雇用後の給与に応じて標準報酬月額を決定することが出来ます。

